現行

○母体企業の経営状況の悪化

<省令>(※)

(審査基準)

- ・過去5年間程度のうち過半数の期において赤字
- ・複数企業で企業年金を実施している 場合は、上記に該当する企業が過半 数

又は

○掛金額の大幅上昇により、母体企業の掛金拠出が困難

<省令>(※)

(審査基準)

- ・掛金増額が黒字の1割以上
- ・複数企業で企業年金を実施している 場合は、上記に該当する企業が全体 の2割以上

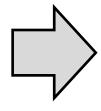
改正案

○母体企業の掛金拠出が困難 <省令>(※)

<通知>

次のアからウのいずれかに該当

- ア 過去5年間程度のうち過半数の 期において赤字
- イ 掛金増額が黒字の1割以上
- ウ 複数企業で企業年金を実施している場合、アに該当する企業が全体の5割以上又はイに該当する企業が全体の2割以上



受給者減額時の希望者に対して支給する一時金の選択肢の拡大

見直し案

受給者減額時に希望者に対して支給する一時金は①の額となっているが、これに加えて、②又は ③などの<u>減額前の給付に相当する額として合理的に計算される額</u>を一時金として支給する選択肢 を設けることを認める。

- ① 減額前の年金額を長期金利(30年国債の5年平均利回り)で割り引いた額(最低積立基準額)
- ② 減額前の年金額の保証期間分を年金換算率で割り引いた額
- ③ 減額前の年金額を年金換算率で割り引いた額
- (例) 退職金を年金原資として年金換算率4%で保証期間分を年金化、終身部分を企業負担で設けている企業年金

